

11月は児童虐待防止推進月間

「虐待かも」と思ったらすぐに「189」へ電話してください

問 こども課こども相談係 ☎ 95-9852

児童虐待は社会全体で関わり、解決していくべき問題です。虐待している保護者はもちろん、虐待されている子どもも自ら助けを求めることはなかなかできません。

▼児童虐待とは

児童虐待には、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトがあります。殴る、蹴る、家からしめ出すなどは身体的虐待に、子どもの前でのDVや激しい夫婦げんかは心理的虐待に該当し、法律で禁止されています。

▼気づいて！虐待のサイン

虐待を受けたと思われる児童を発見した人には、通告の義務があります。表面化しづらい虐待を食い止めるためには、周囲の皆さんの気づきがとても大切です。

▼子どもや保護者のこんなサインを見落としていませんか？

子どもについて

- ・いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- ・不自然な傷や打撲の痕がある
- ・衣類や体がいつも汚れている
- ・表情が乏しい、活気がない
- ・夜遅くまで一人で遊んでいる

保護者について

- ・地域などの交流が少なく孤立している
- ・小さい子どもを家に置いたまま外出している
- ・子どもの養育に関して拒否的、無関心である
- ・子どものけがについて不自然な説明をする

相談先 児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189 (24時間受付)
児童相談所相談専用ダイヤル ☎ 0120-189-7830

刈谷児童相談センター ☎ 22-7111
碧南市家庭児童相談室 ☎ 41-8810

12月4日～10日は人権週間

人権擁護委員を知っていますか？

問 市民課戸籍係 ☎ 95-9880



▼人権擁護委員ってどんな人？

法務大臣から委嘱された人で、市には7人います。法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決への手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したりしています。また、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

▼活動内容

人権相談…いじめ、虐待、差別、名誉棄損、プライバシーの侵害などの悩みや困りごとについて相談に応じます。

啓発活動…人権教室など人権の大切さを知っていただくための活動を行っています。

人権救済…人権を侵害された被害者からの相談を受け、法務局と連携して救済の措置を講じます。

▼人権に関する特設相談会

時 12月4日(木) 13時30分～16時

所 市役所 2階談話室3

相談員 人権擁護委員 **¥** 無料 **申** 不要

▼碧南市の人権擁護委員

山本美千代 (新川地区)、杉浦千代美 (棚尾地区)、
古久根久美子 (中央地区)、原田真澄 (西端地区)、
鈴木哲夫 (大浜地区)、林口宏 (鷺塚地区)、
大河内哲 (日進地区)

▼LINEで相談できるLINEじんけん相談

LINE公式アカウント「LINEじんけん相談」を友だち登録して相談してください。

時 平日の8時30分～17時15分

登録方法

2次元
コード
から



ID検索
から

@linejinkensoudan

